

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第七号

(11011)

令和三年四月十四日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 鬼木 誠君

理事 関 芳弘君

理事 山際大志郎君

理事 山岡 達丸君

理事 山岡 将吾君

理事 石川 昭政君

理事 門山 宏哲君

理事 神田 裕君

理事 工藤 彰三君

理事 佐々木 紀君

理事 高木 啓君

理事 辻 清人君

理事 西村 明宏君

理事 穂坂 泰君

理事 三原 朝彦君

理事 八木 哲也君

理事 落合 貴之君

理事 本多 平直君

理事 宮川 伸君

理事 高木美智代君

理事 美延 映夫君

理事 石崎 徹君

理事 佐藤 暁君

理事 伊藤 豊君

理事 堀山 弘志君

理事 堀内 詔子君

理事 鷺尾英一郎君

理事 宗清 皇一君

理事 神谷 昇君

理事 佐藤 暁君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人 (水産庁増殖推進部長)

政府参考人 (環境省大臣官房房長)

政府参考人 (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

小林 洋子君

黒萩 真悟君

多田 明弘君

太田 雄彦君

島山陽二郎君

萩原 崇弘君

福永 哲郎君

須藤 治君

広瀬 直君

飯田 陽一君

佐藤 悦緒君

茂木 正君

南 亮君

松山 泰浩君

糟谷 敏秀君

村上 敬亮君

江坂 行弘君

森光 敬子君

山田 知穂君

金子 修一君

市村 知也君

宮岡 宏信君

菅家 一郎君

高木 啓君

福田 達夫君

本多 平直君

落合 貴之君

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

落合 貴之君

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

委員の異動

四月十四日

辞任

神山 佐市君

福田 達夫君

落合 貴之君

同日

菅家 一郎君

高木 啓君

本多 平直君

同日

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

落合 貴之君

同日

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

落合 貴之君

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

落合 貴之君

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

落合 貴之君

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

落合 貴之君

菅家 一郎君

門山 宏哲君

の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官佐藤暁君、金融庁総合政策局審議官伊藤豊君、厚生労働省大臣官房審議官小林洋子君、水産庁増殖推進部長黒萩真悟君、経済産業省大臣官房長多田明弘君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官太田雄彦君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官島山陽二郎君、経済産業省大臣官房審議官福永哲郎君、経済産業省大臣官房復興推進グループ長須藤治君、経済産業省通商政策局長広瀬直君、経済産業省貿易経済協力局長飯田陽一君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長茂木正君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、特許庁長官糟谷敏秀君、中小企業庁経営支援部長村上敬亮君、国土交通省自動車局次長江坂行弘君、環境省大臣官房審議官森光敬子君、原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官山田知穂君、原子力規制庁長官官房審議官金子修一君及び原子力規制庁原子力規制部長市村知也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(二異議なしと呼ぶ者あり)

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。山崎誠君。

○山崎委員 こんにちは。立憲民主党・無所属、山崎誠でございます。

貴重なお時間ですので、早速質問に入りたいと

○富田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占

○富田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

本日

の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

同日

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

落合 貴之君

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

落合 貴之君

菅家 一郎君

門山 宏哲君

福田 達夫君

落合 貴之君

菅家 一郎君

門山 宏哲君

て法令の適合性の確認、法令遵守の確認が十分に
行われていなかったこと、そして二つ目に、個々の
担当部署の業務を監督する複層的な体制が十分に
構築されていなかった、あるいはそれが活用され
ていなかったことが原因であるというふうにか
えております。

○美延委員 次に、ドイツ復興金融公庫債の取得
が不適切だったということなんですけれども、こ
れまで日本貿易保険では、投資等による剰余金の
運用に關し、その妥当性や法規への適合について
どのように確認していたのでしょうか。例えば、
経済産業省や第三者機関等の外部機関において個
別の投資について事前事後に確認する等の措置を
取られていたのかどうか、教えていただけますで
しょうか。

○飯田政府参考人 お答えいたします。
日本貿易保険におきましては、こうした資金の
運用について、通常ですと、専門家である証券会
社の意見を踏まえまして、資金運用の担当者が購
入する債券を選定します。これを、副社長を長と
する資金管理運用会議に付議をいたしまして、必
要に応じて、金融の専門家から成るアドバイザ
リーグループの助言も得ながら、運用先の妥当性
の確認が行われてきたというふうに承知しており
ます。

しかしながら、このドイツ復興金融公庫債の購
入に当たりましては、三点ござりますけれども、
一つは、資金管理運用会議に上程されたからに
は、担当部署において法令チェック済みである
との理解に基づき購入を決定したということござ
います。担当者が十分な確認を行わないまま上
程したわけでござりますけれども、それがそのま
ま購入につながったということでございます。
二つ目には、こういった内容につきまして、
経営会議、取締役会、あるいは先ほど申し上げま
したアドバイザリーグループといった社内の他の
組織による確認があるのではないかとこのように
思われるわけですが、実際にはこの個別銘柄
に關する確認は行われなかったということござ

ざいます。
三点目、今委員御指摘のございましたように、
経済省への照会があったのかということござ
りますけれども、このドイツ復興金融公庫債につ
きましては、経済産業省に對して、その法令解釈に
ついて照会することもなかったというふうに承知
しております。

○美延委員 それに對して再発防止はどうお考え
なのか、併せて教えていただけますか。
○飯田政府参考人 お答えをいたします。
今回、まず、日本貿易保険におきましては、こ
の外国債券の問題を受けまして、調査委員会を設
けて原因の究明を行い、さらに、調査委員会から
再発防止策についての提言を受けているわけでござ
いますけれども、これを受けて、一つに
は、先ほど申し上げました現場での対応力を強化
するために、担当役員から社長への決裁ラインの
高度化、証券会社との購入可能債券リストの共
有、資金運用担当者に対する研修を実施するとい
うふうにお聞きしております。

また、社内におけるチェック機能を強化するた
めに、業務と管理、チェック機能を分離するとい
うことで、財務グループを総務部に移管するとい
うふうにお聞きしております。
また、法令全体を確認するという意味で、新し
く法務・コンプライアンスグループを新設してお
ります。また、先ほどのアドバイザリーグル
ープにつきましては、購入の前の事前承認を必ず行
うということと、このアドバイザリーグループの
中に法令の専門家を入れるといった再発防止策を
講じるというふうにお聞きしております。

さらに、法令遵守全般につきましては、コーポ
レートガバナンス委員会の構成を見直すなど、再
発防止策を策定して、四月の九日に経済産業省宛
てに報告があったところでございます。
これを受けまして、経済産業省としては、嚴重
に注意するだけでなく、その再発防止策の速やか
な実行、その実施状況の報告を求めたところでござ
います。今後、NEXIをしっかりと指導監

督してまいりたいと考えております。
○美延委員 本件の経済産業省の対応であります
が、経済産業省では、十月下旬に日本貿易保険か
ら報告を受けた後、局長への相談まで三か月以上
の時間を要したと聞いております。
今回、経済産業省内での情報共有が遅れたのも
法案見送りの一因になったものと承知してござ
りますが、経済産業省において、今回どのような組織
的な問題があったか検証し、今後どのように改善
を図っていくべきなのか、そして、経済産業とし
て検討していること、それから、事前にマスコミ
に情報が出てしまったことについて大臣はどう
お考えか、教えていただけますでしょうか。大臣
の御所見をお願いいたします。

○飯田政府参考人 まず最初に、実際にアクション、
動かすまでに大きく時間がかかったことにつ
いては大変申し訳なく思っております。
その背景といたしましては、事案を早急に解決
するという意識が不十分のままに進捗管理を行っ
たことがあったということがあると思っております。
そして、そういった問題が再発しないようにするた
めに、省内での情報共有の在り方、あるいはNEXI
との間の文書のやり取りを含めた管理の在り
方について、省内でしっかりと検討して対策を講
じていきたいというふうに考えております。

○梶山国務大臣 先ほど局長からお話がありまし
たように、再発防止策をしっかりとやってまいり
たいということと、事前にマスコミに流れたこと
に關しましては大変申し訳なく思っております。ま
ず、皆様に改めておわびを申し上げる次第であり
ます。
管理体制をしっかりとしていくということ、そ
して、この件について、他の分野においてもしつ
かりと認識をした上で、業務の改善や管理とい
うものもしっかりとてまいりたいと考えてござ
ります。

○美延委員 大臣、よろしくお願ひいたします。
○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。
今日は、大きく三つのテーマで質問させていた
だきます。
まず最初は、ALPS処理水について伺いま
す。
本日の委員会の中でも度々この問題が取り上げ
られてきておりますが、私からも、まず冒頭、昨
年のたしか十月頃、このALPS処理水の処分方
針が間もなく決まるかもしれないというような報
道が出され、結果、その時点では決まらず、ここ
に来て方針が決まったという経緯がございま
した。

この間、やはりこういったところが論点になっ
たのか、こういった検討を行ってきたのか、この
半年間の内容について少し御紹介をいただきたい
と思ひます。
○梶山国務大臣 これまで繰り返し申し上げてき
たとおり、ALPS処理水の処分は、福島第一原
発の敷地が逼迫する中で、もはや先送りできない
課題であると考えております。この決定に向け
て、直近に至るまで様々な方との意見交換を継続
しつつ、いただいた御意見に應へるべく、関係省
庁において検討を行ってきたところであります。

先ほど、昨年の十月時点のお話をされましたけ
れども、あの時点ではまだ、関係箇所との話し合
い、何か所かあるということ、なかなか、内容
につきましてもまだそこまで熟していないとい
う思いで延期をさせていただいたところでござ
ります。
十月以降は、関係省庁における議論を積み上げ
た結果、安全性について、科学的な根拠に基づ
く情報を透明性高く発信をし、説明を尽くす広報活
動を行うこと、環境省を中心に新たな専門家会議
を立ち上げるなど、モニタリング体制の抜本的拡
充を図ること、風評の影響を未然に防ぐための漁
業の販路開拓などの支援措置、万が一風評が生じ
た場合の丁寧な賠償等に取り組むことになら
した。

また、三月二十三日に私自身がIAEAのグロツシー事務局長と面談をし、ALPS処理水を処分する場合には、その安全性について厳しい目で確認をいただくとともに、その結果を透明性高く国際社会に発信をしていただくことを約束したところでありました。

さらに、四月七日に総理と私が全漁連の幹部の方々と面会をし、反対であるとの立場は変わらないという全漁連からの発言がありました。その上で、安全性についての科学的根拠に基づく情報発信や徹底的な風評対策を行うこと等を強く求める等の要望を直接お伺いしたところでもあります。

さらに、決定後ではありませんけれども、昨日、福島を訪れまして、福島県漁連の皆様からは、やはり断固反対であるという声をいただき、また、その中でも、自分たちはこの地域に住んで漁業を続けていくという考えは変わらないんだ、そういった我々の思いというものもしっかりと理解した上で様々な対応というものもしてほしいということも強く言われて、この決断には大変重い責任が伴うものだなということを感じたところでもあります。

こうした検討などを積み重ねてきた結果として、風評被害に対する懸念が強い中でこの決断に至ったということでもあります。安全性の確実な担保と万全なモニタリング体制の整備、漁業者などの御懸念の把握と徹底した風評対策という二点について確保できると判断をし、関係閣僚会議において最終的な政府方針の決定に至ったということでもあります。

○浅野委員 詳細な経緯の御説明、ありがとうございます。私からは、次の質問としては、風評被害対策について特に質問させていただきたいと思っております。今、大臣は、これまでも関係事業者の声を聞き、そして先日現地に行きまして聞いてきたというような話をされておりました。私の身近にいる漁業関係者も同じようなことを言っておりまして、やはり、この風評被害を未然に対策するとはいえ、本当に出ないかといえ、その点について

ではかなり悲観的に見られているのが実際の状況であります。ですから、今のうちから、その対象となる方々にとどのような解決策を示すのか、ここはとても関心が強く持たれているところでもあります。

本日お配りした資料の一を御覧いただくと、こちらは、先日政府が定めた基本方針の中で、風評被害が生じた場合の対策の部分を抜粋したものであります。私、この赤線を引いたところに御注目いただきたいんですが、「画一的に賠償期間や地域、業種を限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施すること。」というような記載がございます。

まさにこれはそのとおりなんですけれども、ここでは、私は、福島県内のみならず周辺都道府県の漁業者も同じように風評被害を受けている実態もあります。是非、ここに書いてあるとおり、画一的、あるいは地域、業種を限定せず柔軟に対応していただきたいと思います。この風評被害に対して、現時点で、どのような措置の方向性、ここにも書いてありますが、これを補足する部分がありましたら、是非御答弁をいただきたいと思っております。

○梶山国務大臣 十年前の事故が起こった際、これは実害と風評被害が発生をいたしました。そして、太平洋岸ということで、北海道、青森、岩手、宮城、そして福島、茨城、千葉というところで大きな被害が発生をしたものと承知をしております。私も、当時、野党の議員でありましたけれども、茨城の漁業者また加工業者等と連携をしながら、その補償、対応ということもさせていたという記憶がございます。

今回も、そういったところを、やはり沿岸地域全てが対象であると思っております。さらにまた、この太平洋沿岸だけでなく、やはり、風評というものは、大変、人の気持ち、買っ側の気持ちというものもありますから、いろいろな形で起こる可能性があります。そういったものを画一的に考えずしっかりと対応をしていこうということ

と、立証責任を相手方に寄せずしっかりとやりやっていく。経済産業省も、しっかりとその間に入った上で、できればやはり漁協の単位であるとかそういった形で、しっかりと皆さんが分かりやすいような説明をした上で、補償も迅速に、機動的にしたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。今、後半で立証責任の部分に触れていただきましたが、この資料の一の一番上の段落の最後に、この風評被害に関して「以下の観点から東京電力を指導する」という文章がございます。経産省の事務方に事前に確認をいたしましたところ、この立証に関しては、東京電力に対する指導をしっかりとやりますという答えをいただきました。

ただ、今、大臣も少し似たようなことをおっしゃいましたが、東京電力はあくまでも賠償請求をされる側、そして漁業者は賠償請求をする側ですので、される側を指導するだけではやはり不十分で、その賠償請求をする側の立証能力をしっかりと支えてあげられるような支援を政府は本来するべきではないか、私はそう思っています。今、答弁の中でも、そういった趣旨の発言をされたと思いますが、改めてその部分の御認識を確認させていただきます。

○梶山国務大臣 当事者と所管官庁の経産省という立場からこういう言葉遣いをしたと思っておりますけれども、私も、漁業者またそれに関連する事業者、また実際の風評被害を受けた方たちと一緒にその立証のお手伝いをさせていたかどうか、また、交渉もさせていただいたかどうか、そういった形で、我々が中に入った形で、分かりやすいような形で、この賠償、作業というものも機動的に行ってまいりたいと考えております。

○浅野委員 是非よろしくお願いたします。続いて、モニタリング検査について、神谷政務官に本日はお越しいただいておりますので、お伺いしたいと思っておりますが、やはり、これから、今の立証責任を果たすため、そして国内外に実際の科学的、客観的根拠をしっかりと示すためには、モニタリングをどう行うのかという観点が非常に重要になると思っております。このモニタリングの具体的な方法について、できるだけ簡潔に教えていただけますでしょうか。

○神谷大臣政務官 浅野委員にお答えいたします。昨日決定いたしました、いわゆるALPS処理水の処分に関する基本方針におきまして、風評被害を最大限抑制するための放出方法といたしまして、新たにトリチウムに関するモニタリングを漁場や海水浴場等を実施するなど、放出前及び放出後におけるモニタリングを強化、拡充することが盛り込まれています。

環境省では、これまで、福島第一原発の事故に関して、セシウムに関するモニタリングを実施してまいりましたが、新たに海域でのトリチウムのモニタリングを実施いたします。

今後、政府に設置されましたモニタリング調整会議、これは環境大臣が議長でございます。私自身が副議長でございます。この調整会議において具体的な実施方法を早急に検討し、関係省庁等が連携したモニタリング体制の強化を図ってまいります。

これまでにいただいた御意見、御懸念などをしっかりと受け止めて、福島県の皆様を始めとする関係者に安心していただけるように、透明性、客観性の視点を最大限重視したモニタリングを実施し、結果を公表することによりまして、風評被害の抑制につながってまいります。

○浅野委員 このモニタリングは、やはりとても重要になると思うんです。なかなか目に見えない、感覚的にしか恐怖を感じられないこの脅威を数値化する、それによって客観的、科学的な理解拡大につながるということは、とても、まず極めて重要な課題になっていくと思っております。それは、国内の国民を安心させるのみならず、海外に対しても非常に重要な取組になると思っております。例えば、ちよっと分かりやすい例で言うと、今、この福島第一原子力発電所にたまって

リチウムの総量というのは約八百六十兆ベクレルだそうなんですが、これを一年間に二十二兆ベクレル以内の範囲内で放出するという計画が今あると思います。じゃ、これがどのくらいの量なのかという、海外の、国内外の原子力施設と比較した場合に、例えばフランスのラ・アーグ再処理工場からは、一年間に一京、一京です、一京三千七百兆ベクレル、そして、中国の大亜湾原子力発電所からは四十二兆ベクレル、韓国の古里原子力発電所からは四十五兆ベクレルといったものが日常的に出されている。これと比較して二十二兆ベクレルがどうなのか、そして、風評被害という観点ではどのような打ち出し方をしていけばいいのか。

ですから、数値化をすることが極めて大事だということをお伝えしたいわけですが、それによって、相对比较、そして安全性の感覚的な把握ができるようになると思いますので、是非ともここは、今後とも議論をさせていただきたいということをお願いさせていただきます。

では、次のテーマに移りますが、次はRCEPに移りたいと思います。

本日は電子商取引を取り上げていきたいと思いますが、今、RCEP協定が結ばれる内容は、これまでTPPやいろいろな自由貿易協定が結ばれてきましたが、特にソースコードの開示要求を禁止しないような内容になっています。これから、ビッグデータ解析とか人工知能の利活用、様々なプログラム、ソースコードがとも重要な資産となる時代が来る中で、このソースコードの開示要求を禁止しないというのはとても懸念が残るような状況になっているかと思えます。そこで伺いたいのは、万が一ソースコードの開示要求がされた場合、どのような対応ができるのか、そして、これは併せて聞いてしまいますが、協定がちゃんと履行されているかどうかを、どうしっかりと確認していくのか、ここについて政府の見解を伺いたいと思います。

○広瀬政府参考人 お答え申し上げます。RCEP締約国におきまして、ソースコードの

開示要求など、日本の企業が懸念を持つ事例が発生した場合には、まずは二国間対話などの機会を通じまして、問題解決に向けて適切に、そうした事例が発生した国に働きかけをしていきたいと思っております。

御指摘のとおり、電子商取引におきましてはソースコードの開示要求の禁止規定は含まれておりませんが、RCEP協定に基づきまして、電子商取引に関する対話という場がございます。ここで、ソースコードを含めまして、現在、新たな問題について各国と検討を行うということになっておりますし、また、この対応の結果というのは、協定の一般見直しにおきまして考慮されるということが規定をさせていただきます。

今後、この電子商取引に関する対話を含めまして、RCEPの枠組みの下で開催される各種のプロセス、これを迅速に立ち上げまして、ソースコードの開示要求に関する規律導入に向けて各国と議論を進めたいと思っております。

あわせて、履行状況の確認、実効性の確保という観点では、RCEPにおきましては合同委員会というものが設置されておりまして、協定の実施、運用に関する問題を検討したりとか、あるいは協定の解釈、運用につきまして意見の相違がある場合には協議するといったメカニズムが導入をさせていただきます。また、この合同委員会の下部組織として、協定がカバーする個別の委員会がございます。電子商取引章を含めまして、協定の運用状況につきまして監視を行うといった機能が働いてまいります。

今後、ルールを守らない国が出てきた場合には、例えば豪州、こうした国なども連携をしまして、この委員会での検討、討議、監視を通じて、ルールの遵守をしっかりと求めていきたいと思っております。

○浅野委員 本日の資料三の方に電子商取引に関する対話条項というのがございます。赤線を引いてある一番左側を御覧いただきたいんですけども、ここには、例えばソースコードの開示要求を含む新しい問題が生じた場合には、今後、RCEP

P協定を見直す際に、その対話の結果行われる勧告を考慮するという条項がございます。

つまり、一回対話をして何らかの方向性が決まったテーマ、物については次のRCEP協定改定時にしっかりと考慮をするということがここに明記されていますので、ある種、この条項をうまく活用して、今まだ起こっていない問題については是非対話をして方向性を出し、次の改定時に生かしていく、こういうプロセスを大事にしていきたいと思っております。

時間がなくなってきましたので、一問、大臣にちよつとお願いを含めて質問させていただきますが、現在、やはり人権問題、人権デューデリジェンスの観点非常に注目を集め始めています。RCEP協定の中には、こういった強制労働や児童労働などの項目が明記されておりません。今後に向けての議論になりますが、人権問題について配慮義務、責務といったものを是非検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 RCEP協定につきましては、今衆議院の方で、委員会御審議をいただいているところであります。

RCEP協定は発展段階や制度が異なる多様な国々が参加する経済連携協定であり、交渉の結果として、労働に関する規律は設けられませんでした。

いずれにせよ、我が国としては、国際社会における普遍的な価値である自由、基本的人権の尊重、法の支配等を重視しております。その観点から、RCEP協定発効後も、どのような対応が可能か、先ほどの件と同様に、各省庁と連携しつつ、参加国と議論をしてまいりたいと考えております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。では、最後の質問になるかと思いますが、特許庁長官に、少し通告順を変えまして、質問させていただきます。

本日の資料五には中国の特許出願数の推移が書かれておりまして、近年、かなりの数が出ております。ですけれども、中国に対する質問は今日は

少し飛ばさせていただきます。もう一枚めくると、こんな中においても、蓄電技術分野については日本が世界トップを今走っています。これをいかに伸ばしていくか、そして社会実装していくのかという観点で、是非、特許庁長官としてのお考えを伺わせていただきたいと思っております。

また、中小企業に限定されている出願関係費用の減免制度、これは是非大企業も含めて対象に加えていただきたいと思うんですが、その辺りも併せてお願いいたします。

○糟谷政府参考人 まず、後の方で中小企業の減免制度について御質問いただきましたけれども、特許等の産業財産権制度については、特許特別会計によつて一般会計から独立して、収支相償の原則により運営されているわけでございます。このため、仮に特定の技術分野について新たな免除制度などを創出する場合には、ほかの技術分野への出願人などの負担を増やざるを得ないという問題がございます。また、特許の出願や審査は、内外無差別で実施することが求められております。こうした観点から、特定の技術分野の強化の手段として特許料金の軽減を行うということについては慎重な対応が必要であるかというふうには思っております。

電池分野における特許の出願、日本はこれまで件数としては多いわけですが、これに決して甘んじることなく、蓄電池のサプライチェーンの強化や技術力向上に向けた国内投資に対する支援ですとか、あと、グリーンイノベーションの基盤となる全固体電池などの次世代電池の開発を始めたこと野心的な研究開発に対する支援、こうしたことを取り組むということで進めているところでございます。

○浅野委員 これで終わりますが、知財についても、是非今後とも引き続き議論させていただきたいと思っております。

○富田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会